

船橋市防災行政無線（同報系）実施設計委託  
に関するプロポーザル実施要領

令和6年5月

船橋市 危機管理課

## 船橋市防災行政無線(同報系)実施設計委託に関するプロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

本市では防災行政無線(同報系)を整備・運用しているが、設備の老朽化に伴い改修が必要であり、また近年の住宅地の広がりや商業地の活性化による人流の変化、土砂災害(特別)警戒区域の追加指定など、市域の変化に対応するために再整備することとした。

こうした再整備の検討においては、設計者の企画力と技術力、経験等により、システムの利便性、操作性、機能及び整備費用が大きく左右されることが考えられるため、公募型プロポーザル方式により提案者を募り、優れた提案をした設計者に本業務を委託するものとする。

### 2. 事業内容

別紙『船橋市防災行政無線(同報系)実施設計委託仕様書』による。

### 3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

### 4. プロポーザル方式の方法及び理由

防災行政無線実施設計業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型とする。

### 5. 事業スケジュール

- (1) 公募開始 令和6年5月31日
- (2) 質問書の締切 令和6年6月11日
- (3) 質問書に対する回答 令和6年6月14日
- (4) 申込書受付締切 令和6年6月20日
- (5) 申込書結果通知 令和6年6月27日
- (6) プレゼンテーション 令和6年7月4日
- (7) 審査結果通知 令和6年7月10日

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

### 6. 参加資格

(1) 参加資格 次に掲げる事項とする。

- ①本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ②船橋市一般競争入札参加資格適格者名簿に、業種「土木関係建設コンサルタント業務」の登録部門「電気電子」で公示日に掲載されていること。
- ③船橋市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者である

こと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

⑤破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。

⑥法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑦過去10年以内に関東総合通信局管轄内において、防災行政無線システムの元請け設計実績があること。最大10件まで記載し、そのうち1件はQPSK方式による設計であること。

⑧過去10年以内に千葉県内における防災行政無線システムの元請け設計実績が1件以上あること。

⑨管理技術者は業務について経験豊富な知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができる体制を整えていること。また、関東総合通信局及び関係機関に対して的確にヒアリングの対応を行えること。

⑩ISO27001(情報セキュリティマネジメント)の認証またはプライバシーマーク認定を取得した者であること。

⑪一級建築士の資格を有した者が在籍していること。

⑫下記に掲げる基準を満たした技術者をそれぞれ配置すること。

ア. 管理技術者:技術士(電気電子)またはRCCM(電気電子)の資格を有する者

イ. 照査技術者:技術士(電気電子)またはRCCM(電気電子)の資格を有する者

ウ. 担当技術者:第一級陸上特殊無線技術士以上の資格を有する者

⑬総務省から直接受けた60MHzデジタル防災行政無線用実験局(16QAM及びQPSK規格にそれぞれ準拠すること)を自社名義で取得し、かつ実験局、電測車を自社で保有していること。

## 7. 申込方法

### (1) 提出書類

①様式1 参加申込兼誓約書[A4・1部]

②様式2 価格提案書[A4・1部]

③様式3 提案書[A4・2部 1部は事業者名を抜いたものとする。様式3は共通でよい]

横書 20分のプレゼンテーションで必要な枚数 ※返却、訂正、差し換えは認めない

目次は以下のとおりとする

1、会社概要に関する内容

2、実施設計方針に関する内容

3、独自提案に関する内容(提案がある場合)

④様式4 設計業務実績表[A4・1部]※契約書等の写しを添付すること

⑤様式5 業務体制表[A4・1部]※資格取得を証明する資料を添付すること

⑥様式6 参加資格を証明する資料[A4・1部]

(2) 提出期限 令和6年6月20日17時 必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 危機管理課(9階) 総務係 宛て

## 8. 質問及び回答

### (1) 質問

① 質問方法 電子メールで事務局あてに様式7を用いて送付すること

mail:bosai@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局(047-436-2032)に電話し到着確認をすること

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)

についての質問は受付けない

② 質問期間 令和6年5月31日から令和6年6月11日まで

### (2) 質問への回答

① 回答方法 市ホームページに掲載する

URL:<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/nyusatsu/001/index.html>

② 回答日 令和6年6月14日

## 9. 申込書結果通知について

申込された提出書類を審査し、プレゼンテーションに進む業者を選定する。事務局では参加資格要件を満たし、提案書の審査を行ったのち、評価の高い者から最大3者まで選定する。なお、参加資格要件を満たす応募者が3者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。なお参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。これ以降の手続きは、審査を通過した応募者のみを対象とする。

## 10. プレゼンテーション

① 出席者 1者2名以内とする。

② 実施時間 1者40分以内(事業説明20分以内、準備作業・撤去作業・質疑応答20分以内)とする。

③ 実施者 本業務を受託した際に担当予定の者が行うこと。

④ 貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

⑤ その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等(役職)以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

## 11. 提案限度額

¥11,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

## 12. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、事務局及び評価委員会が提出書類の審査を行い、上位3者(最大)がプレゼンテーション審査を行う。プレゼンテーション審査を行った事業者の中で、提出書類の審査と合計し、最も順位が高い者を受託候補者とする。

提出書類の審査

評価項目		判断基準	点数
1. 業務への 取り組み体制	1.1.適切な人員配置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士の資格を有した者が在籍していること</li> <li>・管理技術者:技術士(電気電子)または RCCM(電気電子)の資格を有する者</li> <li>・照査技術者:技術士(電気電子)または RCCM(電気電子)の資格を有する者</li> <li>・担当技術者:第一級陸上特殊無線技術士以上の資格を有する者</li> </ul>	10
	1.2.同等業務の実績について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去 10 年以内に関東総合通信局管轄内において、防災行政無線システムの元請け設計実績があること。最大 10 件まで記載し、そのうち 1 件は QPSK 方式による設計であること。</li> <li>・過去 10 年以内に千葉県内における防災行政無線システムの元請け設計実績が 1 件以上あること。</li> </ul>	10
2. 実施設計 方針	2.1.基本事項の提案について	・防災行政無線システムについて、将来性を鑑みて検討されているか	20
		・音達、子局の設置位置について、課題を理解し検討されているか	
		・スピーカーについて、適切なものを検討されているか	
		・聴取困難地域について、検討されているか	
	2.2.その他考慮すべき事項の提案について	・施工時の工夫について検討されているか	10
		・消防局消防指令センター移設について検討されているか	
2.3.重要事項の提案について	・上記にない項目について検討されているか	10	
2.4.コストダウンの提案について	・工事費に対するコストダウンが検討されているか	10	
	・維持、保守費に対しコストダウンが検討されているか		
3.独自提案	3.1.その他本市の課題解決への提案について	・仕様書の範囲外に関する事項	10
計			80

## プレゼンテーション審査

評価項目		点数
4.プレゼンテーション	4.1.プレゼンテーション	30
	4.2.質疑	20
	4.4.総合評価	30
計		80

### 13. プロポーザル評価結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

### 14. 結果の公表及び方法

審査結果は、市ホームページで公表する。公表する項目は、評価項目、配点、採点結果、参加者名とする。受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。参加者が、2者の場合には、受託候補者以外の参加者名は公表しない。

### 15. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③提案限度額を超えた価格提案書を提出した場合。
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合。ただし、やむを得ない理由により遅れる場合には、開始時間前に発注者の承諾を得なければならない。
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

### 16. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をすみやかに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

### 17. その他留意事項

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。
- ②受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ③参加業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

- ④本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- また、このことに伴い、参加業者及び受託候補者に損害が生じた場合にあっても、市はその損害を一切負担しない。

#### 18. 事務局

船橋市 市長公室 危機管理課

担当者 小林

電話番号 047-436-2032

FAX 番号 047-436-2030

Mail bosai@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和6年5月31日から施行する。